

# IPO NEWS DIGEST

本資料は、発明推進協会が、諸外国の知的財産庁等の情報を要約したものです。  
情報の内容につきましては正確を期すように努めておりますが、正確性を保証するものではありません。本情報の利用の結果発生するいかなる不利益に対しましてもその責任を負いませんので予めご了承願います。

## <タイ DIP>

### 反政府デモによる業務支障に伴う特別措置 (2014 年 2 月)

タイ知的財産局は、2 月 6 日付け局告示にて、今回のタイ反政府デモによる業務支障に関して、1996 年行政手続法第 66 条に従い、以下の通り手続きについての期間延長特別措置を発表した。

第 1 項 政治集会活動の事態が起こった期間に上記の法律が定めた期限内に何らかの申請、登録出願又はその他の手続きを行うことができなかった者は、既に期限徒過した手続きを行うために期限延長申請を行うことができる。

第 2 項 第 1 項に基づく期限延長申請は事態が終息してから 15 日以内に、上記の申請、登録出願又はその他の手続きの提出の障害となる政治集会活動の事態により上記の法律が定めた期限内に手続きを行えなかったことを示す理由、必然性及び証拠を提示し知的財産局担当官に提出する。なお、第 2 項に事態終息後 15 日以内と書かれているが、いつの時点が事態終息日なのかは今のところ不明。

(情報提供協力：[S&I International Bangkok Office](#) )

※原文の詳細な日本語訳については、発明推進協会作成・発行の「[外国産業財産権管理マニュアル](#)」  
サイト（ユーザー専用）にて掲載中。

知財局告示全文（タイ語）：[http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/images/Anual/130257\\_x1.pdf](http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/images/Anual/130257_x1.pdf)

\*\*\*